

令和8年度

葛飾区製品性能試験費用補助事業のご案内

この制度は区内中小企業(製造業)が、技術的課題を解決するための技術指導、製品の性能テストのための依頼試験、新製品の試作のための機器利用等、大学や試験研究機関を利用した際の経費の一部を補助するものです。

申請期間 令和8年4月1日から令和9年3月26日まで(必着)

補助額

【技術指導】対象経費の**2分の1**の額、上限額**20万円**(千円未満切り捨て)

※ただし技術指導を提供する者が葛飾区内の大学のときは、

対象経費の**3分の2**の額、上限額**30万円**(千円未満切り捨て)

【製品性能試験又は機器利用】対象経費の**2分の1**の額、上限額**10万円**(千円未満切り捨て)

申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
- 2 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 3 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税(区外在住の場合は葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税)を滞納していないこと。
- 4 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 5 葛飾区暴力団排除条例(平成24年葛飾区条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないものであること。

対象経費

- ★ 技術指導に要する経費
- ★ 製品性能試験に要する経費と機器利用に要する経費の合計額

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

※補助対象経費が2万円未満の場合は、補助の対象となりません。

対象とする大学・研究機関

- 1 大学……………学校教育法に規定する大学又は高等専門学校
- 2 研究機関…(1)国又は地方公共団体が設立した研究機関等
(2)独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター、公益財団法人日本適合性認定協会、株式会社電磁環境試験所認定センターにより登録認定を受けた国内事業者

申請方法・書類

事業実施後、下記必要書類を揃えて申請してください。

同一年度内において複数回実施した場合は、まとめて申請することも可能です。

※訂正箇所がある場合、原則差し替えでの対応となります。

- 1 製品性能試験費用等補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 企業概要（第2号様式）
- 3 請求書及び領収書（大学等に対する支払金額を確認できる書類）
- 4 法人……………前年度の法人住民税納税証明書
個人事業主…特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 5 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分

補助金の交付

申請書提出後、交付決定通知書に基づき交付いたします。

※3月に技術指導等を実施する場合には、事前にご相談ください。

＼ 申請はテクノプラザかつしか2階の商工振興課への持参か、郵送でご提出ください ／

申請・お問合せ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 **03-3838-5587**

FAX **03-3838-5551**

申請書類は葛飾区ホームページでダウンロード、または商工振興課で配布しております。



区ホームページ

Q▼ 葛飾区 製品性能試験費用補助

検索